

# 後期高齢者医療制度が改定されます



一定以上所得のある人の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得がある人(75歳以上の人<sup>\*1</sup>)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。なお、住民税非課税世帯の人は基本的に1割負担のままとなります。変更対象となる見込みの人は、後期高齢者医療の被保険者全体の約20%です。

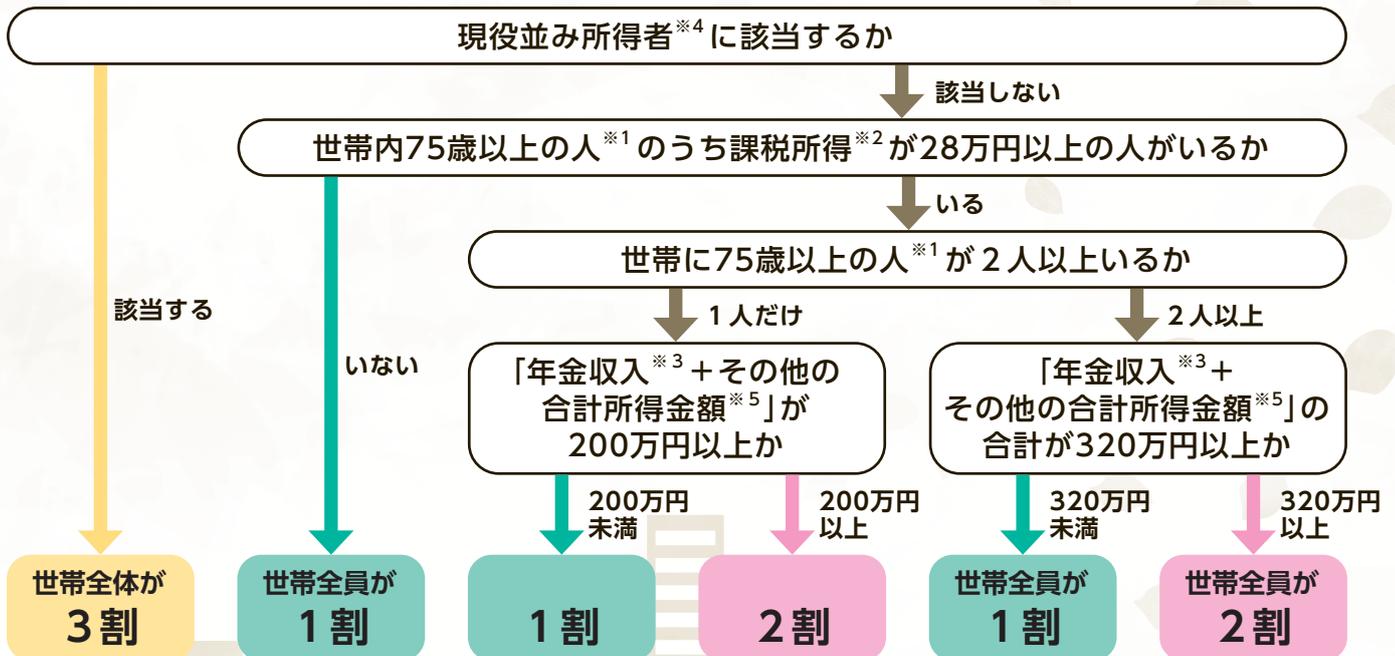
令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者など	1割	一定以上所得のある人	2割
		一般所得者など	1割

## ◆ 見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となるため、医療費が増大する見込みです。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担となっており、今後は更に拡大していく見通しです。今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険制度を未来につないでいくためのものです。

## ◆ 窓口負担割合2割の対象になる人

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の人<sup>\*1</sup>の課税所得<sup>\*2</sup>や年金収入<sup>\*3</sup>をもとに、世帯単位で判定します(令和3年中の所得をもとに判定し、令和4年9月頃に被保険者証を送ります)。



※1 75歳以上の人(65~74歳で一定の障がいの状態にあると認定を受けた人を含む)  
 ※2 住民税納税通知書の「課税標準」の額。前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)などを差し引いた後の金額  
 ※3 年金収入は遺族年金や障害年金を含まない  
 ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人  
 ※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のこと